

ASEAN+3 電気通信及びIT担当大臣会合の結果

8月4日、タイのバンコクにおいて、ASEAN+3（日中韓）による初の電気通信及びIT担当大臣会合が開催されました。本会合には、我が国の田端総務副大臣のほか、ASEAN10ヶ国、中国及び韓国から情報通信担当大臣等が出席し、ASEANにおける情報通信の発展に向け、ASEANと日中韓の協力を一層強化していく重要性につき認識を共有しました。

また田端総務副大臣は、フィリピンのペニャ情報通信委員会委員長と個別に会談し、ブロードバンドの普及等、情報通信分野全般にわたる両国の協力関係の強化につき意見交換を行い、両国のICT協力に関する大臣間の協力文書を交換しました。

【概要】

- 1 これまで、ASEAN各国の情報通信担当大臣により「ASEAN電気通信及びIT担当大臣会合」が開催されていましたが、今般、+3（日中韓）が加わった初めての閣僚級会合が開催されました。
- 2 本会合は、ASEAN域内の電気通信及びITの発展に向け、ブロードバンド・インフラの整備や人材育成等を推進するための方策等について議論を行い、ASEANと日中韓の協力を一層強化すべきとの認識を共有しました。
- 3 本会合で田端総務副大臣は、「アジア・ブロードバンド計画」に基づき、ASEANにおける情報通信の発展に向けた我が国の協力の取組みを紹介し、ASEANと日中韓の連携強化の重要性を訴えました。
- 4 また、田端総務副大臣は、フィリピンのペニャ情報通信委員会委員長と個別会談を行い、ブロードバンドの普及、デジタル・デバイドの解消等に向けた、情報通信分野全般にわたる両国の協力関係の強化について意見交換を行い、両国のICT協力に係る大臣間の協力文書を交換しました。

インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10カ国による地域協力機構。

なお、詳細については、http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040805_3.html を参照して下さい。

電気照明機器等の無線妨害波特性の許容値及び測定法を制定
(CISPR規格の国内規格化に関する情報通信審議会からの一部答申)

総務省は、7月29日、情報通信審議会（会長：秋山 喜久）から、昭和63年9月26日付け諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち、「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」について、一部答申を受けました。その概要は別紙1のとおりです。

1 背景

電波利用の拡大、各種電子機器等の普及に伴い、電気照明機器等が各種電子機器・システムに電磁的な妨害を与えることが問題となっています。このため、電気照明機器等に対して妨害波の許容値等が定められており、製造業者がそれらを製造する際には、無線障害となりうる電波等の発生を抑制するように対策が取られてきております。

2 一部答申の概要

この答申は、電気照明機器等から発生する無線妨害波の許容値及びその測定方法を国際規格（国際無線障害特別委員会（CISPR）（注）で作成されたCISPR15規格（第6版、修正1及び修正2））に準拠して規定するものです。

なお、一部答申本文については、本日から総合通信基盤局電波部電波環境課（総務省10階）において閲覧に供するほか、準備が整い次第、総務省ホームページに掲載します。

3 今後の予定

総務省では、良好な無線通信や放送受信ができる電波環境を確保するため、電波法令における高周波利用設備（無電極放電ランプ）の規格を本答申に基づき改正するとともに、この答申内容を関係省庁や関係団体に周知して、これらの機器から発射される妨害波の許容値が本答申の許容値の範囲内となるよう働きかけていくこととしております。

注 「国際無線障害特別委員会（CISPR）」

無線障害に関する国際的合意を進めることにより国際貿易を促進するために設けられた機関であって、電気技術に関する国際標準・規格作成を目的とする非政府機関である国際電気標準会議（IEC）の特別委員会。

なお、詳細については、http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040729_2.html を参照して下さい。

答 申 の 概 要

別 紙 1

国際無線障害特別委員会(CISPR)の規格CISPR15第6版(2000年)、修正文書1(2001年)及び修正文書2(2002年)の国際規格に準拠し、電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法を定めたものである。

1 目的と適用範囲

- ・電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法について規定。
- ・この規格は、主に以下の機器からの無線妨害波(放射及び伝導)に対して適用。

- ①インバータ照明機器などの一般的な照明機器(低圧電源に接続するか又は電池で点灯し、照明目的のために光の発生及び/又は分配を主機能とするすべての照明機器)
- ②紫外線及び赤外線放射応用機器(主に加工品の接着・接合などに利用)
- ③幹線道路の照明灯など屋外で使用するを意図した街路/投光照明
- ④バス及び電車の中に設置された照明などの輸送機関で使用される照明

等

2 妨害波許容値(主な許容値は別紙2のとおり)

- ①電源端子、負荷端子及び制御端子の妨害波電圧
周波数範囲が150kHzから30MHzまでの電源端子、負荷端子及び制御端子での妨害波電圧の許容値を規定。国際規格に整合させるが、暫定措置(経過措置)を追加することとする。
- ②放射妨害波
周波数範囲が150kHzから30MHzまでの放射妨害波の磁界成分に関する準尖頭値の許容値を規定。国際規格に整合。
- ③妨害波電力
周波数範囲が30MHzから300MHzまでの妨害波電力の許容値を規定。

3 測定法

- ①妨害波電圧の測定法を規定。
- ②放射妨害波の測定法を規定。
- ③妨害波電力の測定法を規定。

第100回技術委員会（通信分野）が開催される

第100回技術委員会が開催されましたので、その概要をお知らせいたします。

1 日時：平成16年8月25日（水）午後4時～6時10分

2 場所：電波産業会第2会議室

3 議事概要：

- (1) 事務局から、特定周波数終了対策業務について、報告があった。
- (2) 事務局から、ARIBが事務局を務める任意団体の動向について、報告があった。
- (3) 事務局から、日中韓の動きについて、報告があった。
- (4) 事務局から、技術委員会第100回を振り返って（報告）の報告があった。
- (5) 次回の技術委員会（通信）は、10月27日(水)午後2時から開催することになった。

編集後記

アテネオリンピックも終わり9月に入りました。今年の東京は、真夏日の連続記録を40日に更新するほど、史上稀に見る暑い夏でしたが、ARIBNEWSの愛読者の皆様にはお変わりないことと思います。

ところで、夏の風物詩といえば、花火である。なかでも線香花火は、何ともいえない味わいがあったと思いませんか。特に消えそうで、なかなか消えなく、落ちそうで落ちない“火の玉”をいかに長く持たせるか、そこには、美しくも物悲しく、独特の風情があった。ところが今の火の玉はほんの数秒で落ちてしまうのではないか。ある雑誌によれば、線香花火の原料である「松煙」の質の低下、特に、熟成の問題もあって、線香花火の素材は何年も寝かせるほど熟成が進み、質がよくなる。花火そのものも綺麗になるし、持ちもよくなるそうである。花火も他の工業製品と同じく、かつては国産だったが、今はほとんどが輸入で、成熟期間短縮や質の劣った線香花火が店頭に出回っているそうである。

“長さ”より“安さ”だけを求めている現実を見るにつけ、感情的に風情を喜び、もっと感性などを涵養すべきとは言わないが、かつての工業立国の日本の“強み”であった“熟練技術”の衰退を加速させているように思えた“夏”であった。無線エンジニアとして寂しい思いをしているのは小生だけだろうか。

(編集子：SUM)